

【アメリカ】ロビイ活動公開法の 2007 年改正規定に関する訴訟

- * 全米の主要なメーカーをメンバー会員とする業界団体が、連邦議会で 2007 年 9 月に難航の末ようやく成立した包括的政治倫理改革法中の、ロビイ活動公開強化に関する規定について、合衆国憲法修正第 1 条に違反するとして連邦地裁に訴訟を起こした。

全米製造業者協会による提訴

全米製造業者協会（National Association of Manufacturers: NAM）は、「2007 年誠実なリーダーシップと公明な政治法（Honest Leadership and Open Government Act of 2007: Public Law no.110-81. 以下「2007 年法」とする）第 207 条のロビイ活動公開強化に関する規定が、言論・結社の自由と請願の権利を保障する合衆国憲法修正第 1 条に違反するとして、ロビイ活動公開の執行にあたる連邦議会両院事務総長及びコロンビア特別区（首都ワシントン）連邦検事の 3 人を相手どり、同規定の実施差し止めを請求する訴訟を、2008 年 2 月 6 日、同区の連邦地方裁判所に提出した。この訴訟の名称「NAM v. Taylor(D.D.C., No. 08-208-CKK)」の Taylor とは、被告とされた 3 人のうち、主たる執行責任者とみなされる連邦検事の名である。

NAM が問題とする規定

2007 年法は、ロビイ活動公開法、連邦選挙運動法、政府倫理法などの連邦法及び関連の議院規則の改正を通じて、議員と利益団体との関係の透明性を高め、立法過程に対する信頼を回復しようとする包括的政治倫理改革法である。このうちロビイ活動公開法に関する規定としては、登録ロビイストの活動報告の強化（半年に一度から四半期に一度へ）、これらの報告のインターネット上の公開、州及び地方政府がロビイストの雇い主である場合の明確化、水面下でのロビイ活動との連携についての情報公開の強化などがあった。NAM が今回の訴訟で問題としている第 207 条は、この水面下のロビイ活動との連携にかかわる規定である。

これは、「1995 年ロビイ活動公開法」のうち合衆国法典第 2 編第 1603 条(b)(3)として組み込まれた規定の改正を意味する。従前の規定で、「(A)ロビイ活動に対して半年に 1 万ドル（約 100 万円）以上を献金する団体で、(B)全体的にまたは主要な部分において、当該のロビイ活動を計画し、監督し、または管理するもの」については、その団体がロビイストの雇い主ではなくとも、名前や住所、主たる業務地などの情報を、ロビイストの登録の際に明らかにしなくてはならない、とされていた部分が、2007 年法第 207 条により、「(A)ロビイ活動に資金提供するため四半期に 5,000 ドル以上をロビイストまたはその雇い主に献金している団体で、(B)当該のロビイ活動の計画、監督または管理に積極的に関与しているもの」については、と改められた。すなわち 2007 年法における改正によって、報告頻度の追加だけでなく、ロビイ活動への関与の態様

が従来ほど直接的でない団体にも、名称や住所や主たる業務地の公開が義務づけられるようになったと考えられるのである。

NAM の提訴の理由

NAM が連邦地裁に提出した訴状によると、同協会は 1895 年の設立以来、非営利の業界団体としてアメリカの商工業の振興と経済成長を標榜し、メンバー企業の利益を代表する役割を果たしてきた。その利益代表の仕事は、連邦議会上下両院の議員やスタッフ、行政府の政策決定に関わる高官などに請願し、これらの人と交渉することによって遂行されている。また多数のメンバー企業が、NAM のこうした活動のために献金を行い、集会に参加したり電話・郵便による支援を行ったりしている。

しかし 2007 年法第 207 条が施行されることは、このような活動を行う多数のメンバー企業の名前を明らかにすることになり、憲法修正第 1 条で保障される権利の行使に萎縮効果をもたらす、と NAM は主張している。NAM には現在 1 万 1000 を超すメンバー企業が参加しているが、これら企業は、NAM の立場が社会的な批判に晒される場合などに自らが蒙る影響について、不安を抱いていると見られている。

NAM はとくに第 207 条の「…ロビイ活動…に“積極的に”関与しているもの」という文言が問題であるとし、このような主観的な表現を基準にして企業名の公開が行われることは納得できないとしている。2007 年法成立後の同年 11 月、NAM は上院および下院の各事務総長に対して、規定の適用を明確にする指針の提示を求めた。NAM によれば、その回答は不十分で、新法の曖昧さと欠陥を露呈するものであったという。

政治監視市民団体の反論

NAM の提訴に対し、政治過程の透明化を掲げて活動する複数の市民団体は 2 月 29 日、NAM の主張に反論する意見書をコロンビア特別区連邦地裁に提出し、裁判所がこの訴えを却下するよう求めた。意見書を出した「キャンペーン・リーガル・センター」、「デモクラシー 21」、「パブリック・シティズン」の 3 団体は、連邦最高裁のこれまでの判例に照らしても、2007 年法は、ロビイ活動の全面的公開と立法過程における透明性の促進によって政治に利益をもたらす意義を持つことが明らかである、と声明している。これら団体は、第 207 条の公開の規定こそ、水面下で「隠れロビイ活動」をする本当の利害関係者の姿を明らかにするために必要なのだと訴えている。

参考文献(インターネット情報はすべて 2008 年 3 月 19 日現在である。)

・NAM Complaint in *National Association of Manufacturers v. Taylor*, U.S. District Court for the District of Columbia. <http://www.nam.org/s_nam/bin.asp?CID=378&DID=239956&DOC=FILE.PDF>

・Memorandum of Campaign Legal Center, Democracy 21 and Public Citizen, as *Amici Curiae* in Support of defendants.

<<http://blog.nam.org/Memorandum%20of%20amici%20curiae%20%20NAM%20v%20Taylor%20%202-29-08.pdf>>

(梅田 久枝・海外立法情報調査室)